

【事案Ⅱ－２】通院共済金請求

・ 2024 年 10 月 21 日 裁定終了

＜事案の概要＞

ゴルフ練習中に負傷し、右肘痛治療（右肘部管症候群、内側上顆炎）のため 93 日間通院した申立人が、被申立人に対し事故通院共済金の請求を行ったところ、通院 2 日分の支払しか認められず、これを不服として差額の支払を求め、裁定の申立てをしたもの。

＜申立人の主張＞

1. 申立ての趣旨

被申立人は申立人に対し、事故通院共済金差額 91 日分を支払えとの裁定を求める。

2. 申立ての理由

- （1）申立人は、93 日間、総合病院および紹介された転院後の整形外科に、同一の傷病（右肘部のしびれ、疼痛等）で通院していた。
- （2）約款・事業規約では、共済金支払いに関し、同一傷病による転院の可・不可の記載は規定されていない。したがって、総合病院への通院について共済金が支払われるのであれば、同一の傷病での転院先に対する通院についても共済金が支払われるべきである。
- （3）怪我の完治は医師が判断すべきところ、申立人の通院中は医師が完治していないと判断しているのであり、通院期間中は共済金が支払われるべきである。

＜共済団体の主張＞

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との裁定を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- （1）申立人の 93 日間の通院のうち 91 日分については、被申立人の約款・事業規約上の「平常の生活または業務に支障が生じ」との要件等に該当しないこと、及び同約款・事業規約上の上支払限度日数が 90 日とされていることから、被申立人は支払義務を負わない。
- （2）被申立人から総合病院に対し医的照会を実施したところ、初診時の外見上所見はなく、「当院では精査なしの状態。」「外来通院が 2 度のみであり、投薬で症状は改善していた。」との回答があった。また、整形外科へ同様に照会したところ「当院の初診時は受傷より約 3 週間経過しており、既に急性期の炎症所見は無かった。」「今回の傷病による日常生活動作に支障があると判断した期間は無い。」との回答がなされた。
- （3）さらに、今回の事故は「急激かつ偶然な外因による事故」である「不慮の事故」には該当しておらず、申立人の傷病「右肘部管症候群」、「内側上顆炎」はいずれも慢

性、反復性または持続性が認められる疾患であり、「急激」の要件を満たしていない。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

怪我の状況は時間の経過や医師の措置により変化（軽減）するのが通常であり、申立人から同一の症状である旨の立証がなされておらず、さらに医的照会での回答等に照らすと、総合病院への通院時の申立人の症状と、整形外科への通院時の症状が同じものと認めることは困難であり、総合病院の通院について共済金が支払われたからといって、整形外科の通院について共済金が支払われないことは何ら矛盾とはいえない。よって、申立人の請求は理由がなく認められない。